

ゲンゲンのびる春!

(関連記事19ページ)

# 【若者が帰ってくるふるさと三木町】をめざして ～子育てよし、住んでよし、学び遊んでよし、働いてよし～

## 令和2年度 施政方針の概要

伊藤町長は、3月4日に開催された令和2年第1回三木町議会定例会において、町政運営の基本姿勢となる施政方針を述べました。この中から、令和2年度に本町が、特に重点的に取り組む施策について概要をお伝えします。

私がめざすこと、基本理念は、「若者が帰ってくるふるさとを創る」ことであり、「子育てよし、住んでよし、学び遊んでよし、働いてよし」の元気で人間味溢れる魅力的な町を創ることです。

令和2年度の町政運営に臨むにあたり、「第5次三木町振興計画」および「三木町まち・ひと・しごと創生総合戦略」などの施策の相互連携を図るとともに、総合戦略の改訂に向け、その内容の見直しなども踏まえながら、地方創生に資する事業を着実に進めてまいります。

そして、「やさしさと元気に溢れる三木町」の実現に向け、今後も「公正で調和のとれたクリーンな町政」を基本スタンスに、現場主義を貫き、自らの目で課題の本質を見極め、まちづくりを進めていくよう誠心誠意、全力を傾注してまいります。

### ①豊かな自然と共生し 環境にやさしいまちづくり

環境意識の向上を図るために、「まんてん」で願。クリーン作戦」や「高松・三木出合いふれあいクリーン作戦」に継続して取り組み、新たに、親子でごみ処理の仕組みや身近なエコ意識について楽しく学ぶ「環境教室」を開催いたします。

下水道事業につきましては、計画的に管路整備を進めており、公共下水道事業・農業集落排水事業ともに、下水処理区域を順次広げております。

また、下水道処理区域外での、合併浄化槽への転換を進めるため、単独浄化槽からの転換に伴う宅内配管工事費補助制度を、新たに整備いたします。

町道整備事業におきまして、町道砂入荒木線、正駒足線をはじめとする南北主要幹線道路に関しましては、引き続き、地元との理解と協力を得ながら用地の取得を進め、早期の開通に向けて鋭意努力してまいります。

してまいります。

「ミニシティバスを含め、町の公共交通施策につきましては、「三木町交通計画推進協議会」において、鉄道や路線バスなどの幹線的な公共交通、および、それに接続する支線的な公共交通の再構築を目的とした「三木町地域公共交通網形成計画」の策定に向け、議論を重ねてまいります。

新年度は、策定された網形成計画に基づき、地域の実情に即した運行形態、運賃設定、更にはIC-Tといった新たな技術の活用などを盛り込んだ「再編実施計画」を策定し、将来を見据えた、持続可能な公共交通の再構築を進めてまいります。

### ②活力にあふれ 産業が躍動するまちづくり

農業基盤整備につきましては、耕作しやすい農地の確保と農地の耕作条件の改善が図れるよう、現在実施しております、ほ場整備事業の内、鍋淵地区におきましては新年度の完了をめざし、田中北部地区におきましても県と地元と連携しながら事業を進めてまいります。

防災重点ため池につきましては、緊急時の迅速な避難行動につなげる対策として、緊急連絡体制の構築、浸水想定区域図の作成を進めるとともに、既に作成しております貯水量10万トン以上のため池ハザードマップに加え、貯水量10万トン未満のため池についても、順次作成してまいります。

商工業の振興につきましては、引き続き、県の中心市街地商店街活性化支援事業を活用し、老朽化したショッピングセンターペルシエの駐車場の舗装修繕事業を行う讃岐三木商業協同組合に対し、町の商業活性化に資する施策と位置付けて、支援してまいります。

### ③人々が支えあい健康で いきいき暮らせるまちづくり

高齢者福祉につきましては、現行の「第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」が改定の時期を迎えるため、昨年度実施した在宅介護実態調査や介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の集計・分析結果を基に、今後の超高齢社会の諸問題に対応する、第8期計画の策定に取り組んでまいります。

高齢者の疾病の早期発見・早期治療及び健康の保持増進を目的として、後期高齢者に対する人間ドック健診費用の助成を引き続き行つてまいります。

従来、国の助成を受けて行ってきた本事業ですが、

国が交付金の縮小から中止の方針を示す中、本町においては町費を投入し、今後継続して実施してまいります。

子ども子育て支援新制度の実施や幼児教育・保育の無償化などにより、今後、幼児教育施設の利用者の増加が見込まれております。

そのため、現在「就学前教育・保育のあり方検討委員会」を設置し、保育需要の受け皿となる、町立の幼稚園・保育所の今後のあり方について、有識者より専門の立場からご意見をいただきながら、議論を進めてまいります。対応を検討する幼稚園と保育所につきましては、単機能だけでなく、複合的な機能を有する施設の利用の仕方も取り入れるなど、今後の施設の



みきとも(共)カフェ

活用策を具体化させ、最終的な町の方向性を皆様に示したいと考えております。

「子ども子育て支援事業計画」の策定にあたり、子育て世代に実施したニーズ調査からも、公園の整備に関して多数のご要望をいただいておりますが、この度、白山文化センター東隣に、新たに「新開すこやかひろば」を整備し、4月1日にオープンいたします。

この公園には、大型複合遊具や健康増進遊具、休憩ができる東屋を設置し、子どもからシニアの方まで、気軽に利用できる広場として常時解放いたしますので、多くの方に、ぜひご利用いただきたいと存じます。

児童虐待に関する相談件数は、本町においても増加傾向にあります。子育てへの不安や悩みが、児童虐待へつながるケースもあるため、子育てに関する相談体制の充実や子育てサークルなどの仲間づくりの支援が求められております。



今後、子育てサークル間での交流の促進を図るなど、子育てネットワークの形成について支援するほか、県の「こども女性相談センター」この連携を強化しつつ、子どもの安全を第一に考えた情報管理を行い、虐待の早期発見・発生防止に取り組んでまいります。

#### ④ 人々が助けあう 安全・安心なまちづくり

現在、防災行政無線システムのデジタル化への移行作業に取り組んでいるところでありますが、本年度は、より広範囲に渡り、十分な受信電波の強度が確保できるよう、高山山頂に中継局を新たに整備したほか、屋外拡声

子局設備の更新に着手いたしました。

また、現在「ご利用をいただいております防災ラジオ」では、今後、防災情報が受信できなくなるため、防災ラジオに代わる「戸別デジタル受信機」を、町内全ての世帯に無償で貸与することとし、貸与希望調査を実施いたしました。貸与を申請された世帯の皆様につきましては、本年6月頃から順次、戸別受信機を設置する予定になっております。

また、大規模災害発生時に、自主防災組織等の地域住民が主体となり、円滑かつ安全に避難所の開設運営を行うために必要な「避難所運営マニュアル」を、地域住民と協働して作成してまいります。

所有者が不明で、管理不全となっている空き家につきましては、諮問機関である「町空家対策協議会」や関係機関と連携を図りながら、所有者に対し、適切な管理指導を行うとともに、危険な空き家を除却する場合は、当該除却に要する費用の一部を引き続き補助してまいります。



戸別デジタル受信機

#### ⑤ 文化の香り高いまちづくり

老朽化した学校施設の整備につきましては、学校ごとの具体的な整備方針を定める「個別施設計画」を令和元年度に策定いたします。新年度は、その個別施設計画を踏まえた上で、長寿命化を図るための改修内容や時期などについて、財政の平準化も考慮しながら、学校施設整備計画の作成に取り組んでまいります。

学校給食施設につきましては、「学校給食施設検討委員会」から学校給食の今後の在り方についての検討結果をまとめた報告書をいただき、本町教育委員会において、「学校給食施設整備の基本方針」を定めました。

新年度には、安全・安心な給食を児童へ提供することを最優先に考え、給食センターの整備に伴う「学校給食施設整備基本計画」の策定に取り組んでまいります。

教育環境の整備につきましては、中学校の全ての普通教室に電子黒板を導入し、デジタル教材を効果的に活用した、学びやすく分かりやすい授業を行うことで、児童生徒の学力向上をめざしてまいります。

「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催に伴い、平和や希望の象徴とされている、オリンピック聖火リレーが、3月26日に福島県を出発し、121日間をかけて、日本全国を周る計画がされております。

本県にも56年ぶりに聖火が訪れ、4月19日には町のシンボルとして親しまれている白山をバックに聖火ランナーが沿道走り抜ける予定になっております。

当日は、多くの方に聖火リレーを応援していただき、東京オリンピックの開催を、町民の皆さんと一緒に盛り上げてまいります。

また、オリンピック出場が有力視されている、わが町が誇るNBAプレイヤーの渡邊雄太選手がオリンピックに出場する際は、町内にパブリックビューイング特



設会場を設け、町を挙げて応援したいと考えております。

#### ⑥ ともに考え行動し 自らが参加するまちづくり

地域力の維持・強化を図るためには、担い手となる人材の育成・確保が喫緊の課題となっております。

そこで、新年度は、地域の方々と一緒に、地域の活性化をめざす活動をしていただく「地域おこし協力隊」の導入を考えております。

地域の活性化に必要な施策を推進するとともに、行政や地域の方々と一緒になって地域おこし活動などに従事していただける、意欲溢れる方の募集を開始いたします。

男女共同参画社会の推進につきましては、2016年度から2020年度までの5年間を計画期間とする「三木町男女共同参画プラン」に沿って、これまで、講演会や推進委員の研修会、啓発物の展示を実施するなど、各種施策に取り組んでまいりました。

新年度は、このプランの推進による成果と課題、また、社会経済情勢の変化や国・県の動向等もふまえ、次の5年間を計画期間とする新たな「三木町男女共同参画基本計画」を策定いたします。

今後におきましても、男女が互いを尊重し、責任を分かち合い、その個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた施策に取り組んでまいります。

以上、町民ニーズをしっかりと受け止め、これまで以上に町民の皆さまの期待と信頼に応えられるよう、全力で職務に邁進する所存でありますので、皆さまのご理解とご協力、そして、ご支援を改めてお願い申し上げます。



# 4月1日から役場新機構がスタート!!

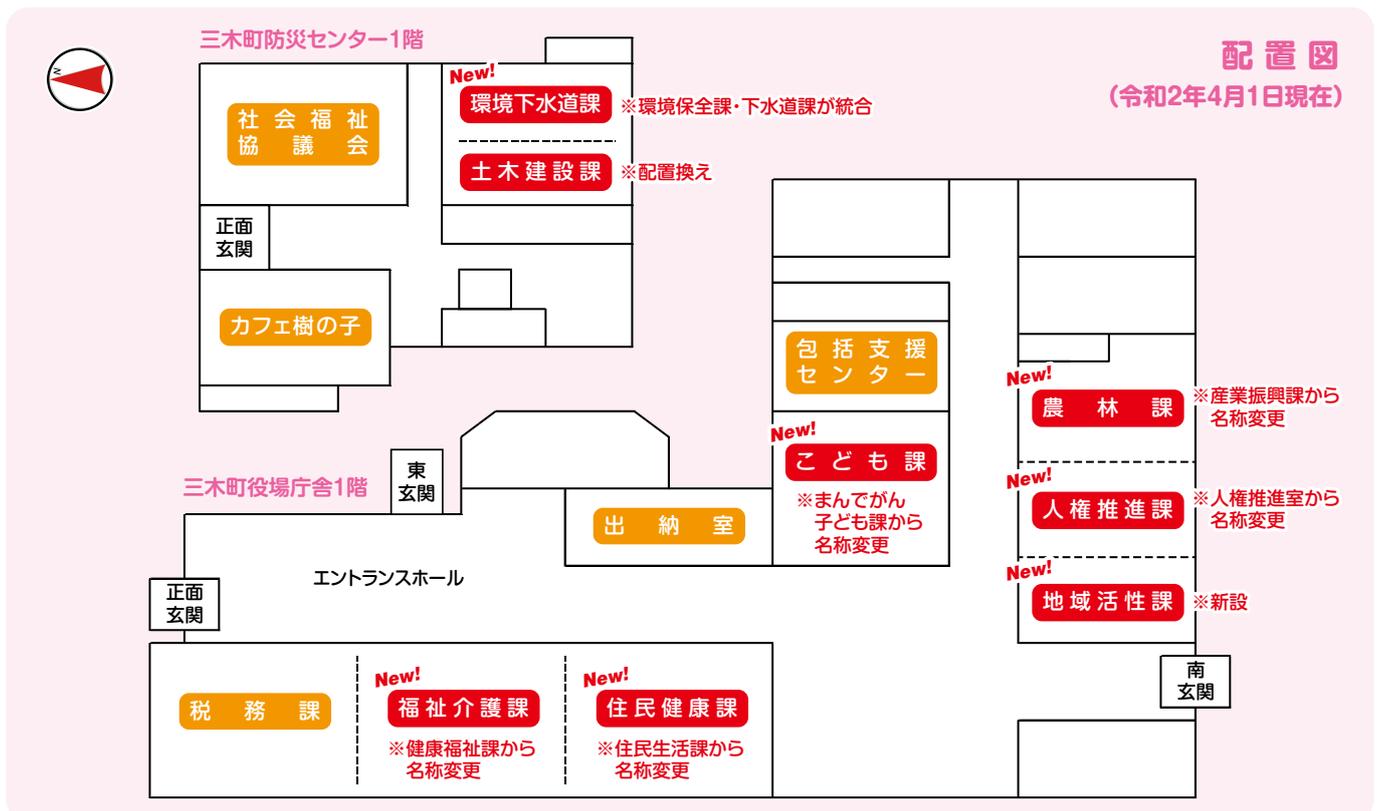


社会の変化に対応し、住民に分かりやすく、より良いサービスを提供することによる住民福祉の向上を目的として、4月1日から、本庁の機構が改編されます。事務窓口が一部変更になりますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

## 【令和2年3月まで】

## 【令和2年4月から】

|                 |                 |                    |           |
|-----------------|-----------------|--------------------|-----------|
| まんでがん子ども課       | 名称変更            | <b>New!</b> こども課   | ☎891-3322 |
| 人権推進室           | 名称変更            | <b>New!</b> 人権推進課  | ☎891-3324 |
| 健康福祉課           | 名称変更            | <b>New!</b> 福祉介護課  | ☎891-3304 |
| 住民生活課           | 一部再編<br>名称変更    | <b>New!</b> 住民健康課  | ☎891-3303 |
| 産業振興課           | 名称変更            | <b>New!</b> 農林課    | ☎891-3308 |
| 税務課             | 一部再編<br>(新設)    | <b>New!</b> 地域活性課  | ☎891-3320 |
| 政策課             |                 | 税務課                | ☎891-3305 |
| 土木建設課           | 防災センターに<br>配置換え | 土木建設課              | ☎891-3307 |
| 環境保全課           |                 | 政策課                | ☎891-3302 |
| 下水道課            | 統合              | <b>New!</b> 環境下水道課 | ☎891-3315 |
| 香川県広域水道企業団三木事務所 | 事務所移転           | 高松ブロック統括センターに統合    | ☎839-2731 |



※機構改編にともない、広報みき4月号の記事に関する問い合わせ先は、変更後の課名で表記しています。

# 所管別業務一覧表(令和2年4月1日現在)

| 建 物                   | 階数                            | 課 名                              | 係 名                          | 主な事務                               |
|-----------------------|-------------------------------|----------------------------------|------------------------------|------------------------------------|
| 役場<br>庁舎              | 1階                            | 税務課<br>☎891-3305                 | 住民税係                         | 個人・法人町民税、軽自動車税、町たばこ税、自動車臨時運行許可     |
|                       |                               |                                  | 資産税係                         | 固定資産税、土地・家屋課税台帳、固定資産評価             |
|                       |                               |                                  | 納税係                          | 町税・個人県民税の徴収・滞納処分、納税証明、税務相談         |
|                       |                               |                                  | 国民健康保険税係                     | 国民健康保険税                            |
|                       |                               | New!<br>福祉介護課<br>☎891-3304       | 福祉長寿係                        | 地域福祉、高齢者福祉、障害福祉                    |
|                       |                               |                                  | 介護保険係                        | 介護保険事業                             |
|                       |                               | 地域包括支援センター<br>☎891-3321          | 包括支援係                        | 地域支援事業、総合相談支援、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント  |
|                       |                               | New!<br>住民健康課<br>☎891-3303       | 住民係                          | 戸籍、住民基本台帳、印鑑事務                     |
|                       |                               |                                  | 生活係                          | 民生児童委員、国民年金、墓地、埋火葬                 |
|                       |                               |                                  | 健康係                          | 健康相談、生活習慣病予防、感染症予防、栄養指導、食生活改善      |
|                       |                               |                                  | 保険医療係                        | 国民健康保険事業、後期高齢者医療事業                 |
|                       |                               | 出納室<br>☎891-3306                 | 出納係                          | 収入支出命令審査、決算、香川県証紙売捌き               |
|                       |                               | New!<br>こども課<br>☎891-3322        | 子育て支援係                       | 保育施策、教育・保育給付認定、一時預かり事業             |
|                       |                               |                                  | こども家庭係                       | 児童・ひとり親医療助成、児童手当、放課後児童クラブ、児童家庭相談   |
|                       | 母子保健係                         |                                  | 妊娠・出産・子育て相談支援、乳幼児健康診査、感染症予防  |                                    |
|                       | New!<br>農林課<br>☎891-3308      | 農林係                              | 農林業、農業振興地域、畜産、有害鳥獣           |                                    |
|                       |                               | 土地改良係                            | 土地改良事業、農業水利、農林災害復旧事業         |                                    |
|                       |                               | 地籍調査係(☎891-3319)                 | 地籍調査                         |                                    |
|                       | New!<br>農業委員会事務局(☎891-3310)   | 農業委員会事務局                         | 農業委員会、農地流動化、農地転用、農業者年金       |                                    |
|                       |                               | 人権推進課<br>☎891-3324               | 人権啓発係                        | 人権啓発、男女共同参画、生活保護、隣保館、児童館           |
|                       | New!<br>地域活性課<br>☎891-3320    | 人権教育係                            | 人権・同和教育、人権・同和教育研究協議会、人権擁護審議会 |                                    |
|                       |                               | まちづくり係                           | 地域の自治振興、地縁団体、にぎわいづくり         |                                    |
|                       |                               | 商工観光係                            | 商工、観光、労政、企業誘致、希少糖            |                                    |
|                       | 2階                            | 総務課<br>☎891-3301                 | ふるさと係                        | 地域・ふるさと振興、ふるさと納税、移住定住促進            |
|                       |                               |                                  | 行政交通係                        | 条例、行政相談、固定資産評価審査委員会、情報公開、交通安全、防犯   |
|                       |                               |                                  | 人事秘書係                        | 秘書、職員の人事管理、給与、福利厚生                 |
|                       |                               |                                  | 文書管財係                        | 文書、広報委員、公有財産、公用車、庁舎維持管理、選挙管理委員会事務局 |
| 危機管理係                 |                               |                                  | 消防、防災、災害対策                   |                                    |
| 政策課<br>☎891-3302      |                               | 電算システム係                          | 電子計算、情報処理、ホームページ             |                                    |
|                       |                               | 企画調整係                            | 総合企画、広域行政、姉妹都市交流、公共交通        |                                    |
|                       |                               | 財政係                              | 財政計画、予算、町債、地方交付税             |                                    |
| 契約監理課<br>☎891-3323    |                               | 広報統計係                            | 広報、広聴、統計調査                   |                                    |
|                       |                               | 入札契約係                            | 入札、契約、登記、審査委員会、土地開発公社        |                                    |
| 教育総務課<br>☎891-3313    |                               | 土木監察係                            | 設計審査、工事監察、工事検査、工事評定          |                                    |
|                       |                               | 総務係                              | 教育委員会、育英資金、預かり保育             |                                    |
|                       |                               | 学務係                              | 児童生徒の就学、学校保健、学校給食            |                                    |
| 生涯学習課<br>☎891-3314    | 施設係                           | 学校施設整備計画・実施、学校施設台帳整備             |                              |                                    |
|                       | 生涯学習係                         | 生涯学習総合企画、生涯学習施設、文化・芸術の振興、青少年健全育成 |                              |                                    |
| 少年育成センター<br>☎891-3316 | スポーツ振興係                       | スポーツ普及・振興、スポーツ施設管理・運営・整備         |                              |                                    |
|                       |                               | 青少年健全育成、非行防止、少年相談                |                              |                                    |
| 3階                    | 議会事務局<br>☎891-3311            |                                  | 議会事務、監査委員事務                  |                                    |
| 防災<br>センター            | 1階                            | New!<br>土木建設課<br>☎891-3307       | 建設係                          | 道路・橋りょうの新設・改良、交通安全施設、公共災害復旧事業      |
|                       |                               |                                  | 管理係                          | 道路の維持・修繕、道路占用、法定外公共物、町営住宅          |
|                       |                               |                                  | 都市計画係                        | 開発申請、住宅耐震、建築指導、老朽危険空き家             |
|                       |                               | 環境下水道課<br>☎891-3315              | 下水道係                         | 公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽           |
| 環境保全係                 | 環境美化、公害、狂犬病予防、飼い犬登録、し尿処理、鳥獣保護 |                                  |                              |                                    |
| クリーン<br>センター          | 1階                            | 環境下水道課<br>☎898-2554              | 清掃係                          | ごみの収集・処分                           |

# 国民健康保険の加入・喪失の手続き

職場の健康保険(会社や共済組合など。任意継続含む。)や後期高齢者医療制度(75歳以上の人等)に加入している人、または、生活保護を受けている人を除く全ての人、が、国民健康保険(以下「国保」という。)に加入します。

国保に加入する場合、または国保をやめる場合は、速やかに届け出をお願いします。

なお、加入の届出が遅れても、職場の健康保険喪失日など加入資格を得た時点までさかのぼって、国民健康保険税(以下「国保税」という。)を納めていただきます。郵送での手続きを希望する場合は、下記までご連絡ください。

|                                       | こんなとき                | 届出に必要なもの                                   | こんなとき              | 届出に必要なもの  |
|---------------------------------------|----------------------|--|--------------------|---|
| 国保に加入するとき                             | 他の市区町村から転入してきたとき     | マイナンバーを確認できる書類(転入の届出が完了してから)               | 他の市区町村へ転出するとき      | マイナンバーを確認できる書類、保険証(転出の届出が完了してから)  |
|                                       | 職場の健康保険をやめたとき        | マイナンバーを確認できる書類、職場の健康保険をやめた証明書(健康保険資格喪失証明書) | 職場の健康保険に加入したとき     | マイナンバーを確認できる書類、 <b>※国保と職場の健康保険の両方の保険証</b> (後者が未交付の場合は加入したことを証明するもの)<br>※変更になる人全員分必要 |
|                                       | 職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき |  | 職場の健康保険の被扶養者になったとき |   |
|                                       | 子どもが生まれたとき           | マイナンバーを確認できる書類(出生の届出が完了してから)               | 国保被保険者が死亡したとき      | マイナンバーを確認できる書類、保険証(死亡の届出が完了してから)  |
|                                       | 生活保護を受けなくなったとき       | マイナンバーを確認できる書類、保護廃止決定通知書                   | 生活保護を受け始めたとき       | マイナンバーを確認できる書類、保険証、保護開始決定通知書  |
| ※届出のときは上記のほかに、届出する人の本人確認ができるものがが必要です。 |                      |  |                    |   |

## ◎国保の資格喪失日

国保は、資格喪失日(職場の健康保険の資格取得日、転出日、生活保護開始日など)から使用できなくなります。

(国保税も資格喪失に伴い清算します。)

【注意】令和2年4月2日以降に新しい職場の保険証を受け取っても、資格取得日が4月1日であれば、国保は令和2年3月31日までしか使用できません。

※1 新しい職場の保険証が届くまでは、医療機関受診の際、職場の健康保険手続き中であることを医療機関に申し出るか、職場の健康保険から「健康保険被保険者資格証明書」等の資格取得を証明する書類をもらい医療機関を受診してください。

※2 既に国民健康保険証を使用してしまった場合は、速やかに職場の保険証に変わっていることを受診した医療機関に伝えてください。連絡が遅くなった等の際は、国保の保険者負担分(7~8割)を返納していただくことがあります。

## 職場の保険証イメージ

|           |   |
|-----------|---|
| 健康保険被保険者証 | 本人(被保険者)                                    |
|           | 令和2年4月20日交付                                 |
|           | 記号 ○○○ 番号 ○○○                               |
| 氏名        | ○○ ○○ 性別 ○                                  |
| 生年月日      | 昭和○○年○○月○○日                                 |
| 資格取得年月日   | 令和2年4月1日                                    |
| 事業所名      | ○○○株式会社                                     |
| 保険者番号     | ○○○○○○○○○                                   |
| 保険者名称     | ○○○○  |
| 保険者所在地    | ○○市○○番地○ <span style="float:right">印</span> |

問い合わせ先

住民健康課(保険医療係) ☎891-3303

## 国民健康保険加入者の申告は 4月15日(水) までに

国民健康保険(以下「国保」という。)に加入している人(国保加入者でない世帯主も含む。)は、**4月15日(水)までに**、令和元年分の収入・所得の申告が必要です。

**所得の有無にかかわらず、税務課で住民税の申告をしてください。**

ただし、次の人は申告の必要がありません。



- 令和元年分確定申告または町・県民税(住民税)の申告をした人
- 令和元年分所得が給与所得のみの人で、給与支払報告書が勤務先から役場に提出されている人
- 公的年金(※)以外に令和元年分所得がない場合で、公的年金等支払報告書が役場に提出されている人(通常、厚生労働省や共済組合等から役場に提出されています。)

※遺族年金や障害年金など非課税となる所得のみの方は、申告が必要です。

所得が一定基準以下の世帯に対しては、負担を軽くする軽減制度があります。軽減制度が適用されるのは、世帯主(国保加入者でない世帯主も含む。)および国保加入者全員が申告を済ませている世帯に限られます。所得が0円でも**申告をしていない世帯は、軽減制度の対象になりません**ので、ご注意ください。

## ★国民健康保険税の納付はお済みですか？

国民健康保険税が未納のままだと、病気やケガをしたときに医療費の全額を一旦自己負担していただくなどの厳しい措置がとられることがあります。

問い合わせ先

税務課(国民健康保険税係)

☎891-3305

## 令和2年度後期高齢者医療保険料について

### ★令和2・3年度の保険料率改定について

後期高齢者医療制度の保険料率は、都道府県ごとに決定し、2年ごとに見直しを行っています。医療費の増加などを考慮し、令和2・3年度の新保険料率が下記のとおり改定されました。

| 区分   | 平成30・31年度 | 令和2・3年度 | 増加額(率) |
|------|-----------|---------|--------|
| 均等割額 | 47,300円   | 49,800円 | 2,500円 |
| 所得割率 | 9.26%     | 9.78%   | 0.52%  |



### ★保険料額の通知について

個人ごとの保険料額は、7月中旬に送付する保険料額決定通知書でお知らせします。

### ★賦課限度額の変更について

保険料の上限額は、62万円から64万円に変更されました。

### ★均等割額の軽減の基準の変更

令和2年4月1日以降の均等割額の軽減基準は次のとおりです。

### ●均等割額の軽減

世帯の被保険者全員と世帯主の総所得金額などの合計額で軽減割合を判定します。

| 今年度の所得要件<br>(世帯の被保険者全員と世帯主の総所得金額等の合計額) | 均等割の軽減 |              |              |
|--|--------|--------------|--------------|
|  | 本則     | 令和2年度(2020年) | 令和3年度(2021年) |
| 33万円以下                                 |        | 7.75割        |              |
| 被保険者全員が年金収入80万円以下<br>(その他所得なし)         | 7割     | 7割           | 7割           |
| 33万円+(①28万円×世帯の被保険者数)以下                | 5割     | 5割           |              |
| 33万円+(②51万円×世帯の被保険者数)以下                | 2割     | 2割           |              |

※賦課期日(4月1日)の世帯状況で判定しますが、年度途中で被保険者になった人は、資格取得日が賦課期日になります。

※65歳以上の人は、公的年金所得について最大15万円を控除します。①28万円から28万5千円に変更 ②51万円から52万円に変更

★本則7割軽減の対象の方は、これまで更に上乗せして軽減されてきましたが、平成31年度(2019年)から段階的に見直しを行っています。

### ●納付について

①仮徴収(公的年金からの引き落とし)の対象の人

令和2年4月の公的年金からの引き落とし額(いわゆる天引き)は、令和2年2月引き落とし分と同額となります。

②仮徴収の対象外の人

令和2年6月に保険料額が確定後、7月から納付書または口座振替による納付が始まります。その後、公的年金からの引き落としに移行できる人については、10月から引き落としが始まります。

※保険料の納付方法が公的年金からの引き落としの人で、口座振替による納付に変更を希望する人は、下記までお申し出ください。なお、公的年金からの引き落としから納付書による保険料の納付への変更はできません。

問い合わせ先 ————— 住民健康課(保険医療係) ☎891-3303

## 子育て支援・ひとり親家庭等医療費受給資格者の皆さまへ

転出(町外へ住所を異動)転居(町内での住所異動)・加入保険の変更等、受給資格者証の内容に変更が生じた場合は、お手持ちの受給資格者証を必ず持参のうえ、こども課窓口で喪失・変更手続きをお願いします。

また、整骨院・接骨院など柔道整復関係、鍼灸等は、病院等と医療保険の取扱いが違います。このため保険診療に係る自己負担分を立替払いした後、子育て支援・ひとり親家庭等医療費支給申請書で申請してください。後日、指定された口座へ振り込みます。なお、保険診療以外の自己負担分はお返しできません。

申請書は、こども課窓口または町ウェブサイトからダウンロードできます。



問い合わせ先 ————— こども課(こども家庭係) ☎891-3322



## こだわりのつまった"IDO MALL" ついに完成!!!

2019年12月にプレオープンしたIDO MALL(井戸モール)は、惣菜や野菜・果物などを販売するお店や、ラーメン&かき氷店、本格和食、カフェ



などこだわりのつまったお店が集まった地域密着型の複合施設です。また、キッチン付きレンタルスペースや素敵な雑貨のセレクトショップなど、多くの人に楽しんでもらえる場所になっており、現在はお店がオープンしています。

### 始まりは「まんまるシエ」

元々は田んぼだった場所へ7年前にレストラン「まんじやーれ」さんが移転。

もっと食を通じてこだわりの野菜や果物、こだわりの雑貨や作品を楽しんでいた。ただ「まんまるシエ」がまんじやーれさんの駐車場で開催されるようになり、多くの人が集まるようになりました。



### 自分たちの販売所があったらいいな

あったらいいな

こだわって作ったものが評価されにくい時代の中、品質も良く美味しいものをもっと知って欲しい。ただ作ったものではなく、自分たちが納得して作ったものを提供できる場所、そんな場所があったらいいなという思いから、まんまるシエで繋がれてきた多くの縁もあり、IDO MALLが生まれました。「ここに集まっているお店はみんな大きなこだわりを持っている。そして、いろんな価値観や意見を共感しあえる。それが一番大切なのです。」とオーナーの櫻井 亜沙美さんは言います。また建物に使用されている木材も自然乾燥の木で、木造ならではの柔らかさや温かさを感じる事ができ、完成までもこだわりのストーリーがあったそうです。



### この地域でモノ作りをしながら生きていきたい

しながら生きていきたい

三木町で生まれ育ち、この町の魅力やあったらいいなを感じ続けてきて辿り着いたIDO MALL。ちょっと話したい時、ちょっと疲れた時、お子さんと気軽に、どんな使い方でいいので自分にとって安心できる場所、ホッと一息つける場所の一つとして、いろんな人が集まってくれたら嬉しいです、とお話していただきました。

そんな思いのつまったIDO MALL。これからますます多くの出会いがあると思うと楽しみです！

### 企業情報

IDO MALL

所在地/三木町大字井戸231614

営業時間/午前10時~午後8時

定休日/毎週月曜日

電話番号/89110181

詳しくはこちら↓



執筆者:  
三木町町民Reporter  
松原 紀子

広島県出身。結婚を機に三木町に住み始めました。1歳男の子のママです。夢は、大好きな野球チームを応援するために、家族で日本中の球場やドームを巡ることです。



三木町町民Reporterの記事は三木町魅力発信サイト「KIT\*MIKI」で随時更新されています。ぜひご覧ください。

サイトはこちら→



三木町の"いいね"をみんなで発信!!

#きつとみき

# 軽自動車税(種別割)の減免について

身体等に障がいがあるため障害者手帳等の交付を受けている人は、規定の要件に該当すれば、軽自動車税(種別割)減免申請書を提出することにより、障がい者一人につき1台のみ軽自動車税(種別割)の減免を受けることができます。

## 1.減免の対象となる軽自動車

| 対象者              | 運転者               | 軽自動車の所有名義                     | 用途   |
|------------------|-------------------|-------------------------------|--|
| 身体障がい者           | 18歳以上             | 身体障がい者本人<br>生計を一にする家族または常時介護者 | 身体障がい者本人<br>専ら身体障がい者等の通勤、通学、通院、通所、生業のために使用 |
|                  | 18歳未満             | 生計を一にする家族または常時介護者             | 身体障がい者本人または同一生計の家族                         |
| 精神障がい者<br>知的障がい者 | 生計を一にする家族または常時介護者 | 精神・知的障がい者本人または同一生計の家族         |  |

毎年の申請が必要です

「常時介護者」とは、身体障がい者等のみで構成される世帯の身体障がい者等を常時介護する人に限ります。

## 2.減免の対象となる障がいの範囲

| 障がいの区分                                   | (1) 身体障害者手帳の交付を受けている人 |                   | (2) 戦傷病者手帳の交付を受けている人  |                   |
|--|-----------------------|-------------------|---|-------------------|
|  | 障がいの級別                |                   | 障がいの程度または傷病の程度  |                   |
|  | 本人運転                  | 生計を一にする家族・常時介護者運転 | 本人運転  | 生計を一にする家族・常時介護者運転 |
| 視覚障害                                     | 1級～4級                 |                   | 特別項症～第4項症   |                   |
| 聴覚障害                                     | 2級・3級                 |                   |   |                   |
| 平衡機能障害                                   | 3級                    |                   |   |                   |
| 上肢不自由                                    | 1級・2級                 |                   | 特別項症～第3項症   |                   |
| 下肢不自由                                    | 1級～6級                 | 1級～3級             | 特別項症～第6項症<br>第1款症～第3款症  | 特別項症～第3項症         |
| 体幹不自由                                    | 1級～3級、5級              |                   | 特別項症～第6項症<br>第1款症～第3款症  | 特別項症～第4項症         |
| 心臓機能障害                                   | 1級・3級                 |                   | 特別項症～第3項症   |                   |
| じん臓機能障害                                  |                       |                   |   |                   |
| 呼吸器機能障害                                  |                       |                   |   |                   |
| ぼうこうまたは直腸の機能障害                           |                       |                   |   |                   |
| 小腸機能障害                                   | 3級                    |                   | 特別項症～第2項症   |                   |
| 音声機能障害                                   |                       |                   |   |                   |
| 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害・上肢機能             | 1級～2級                 |                   | <b>3.申請期間</b> 4月1日(水)～6月1日(月)<br>(役場開庁時のみ)<br><b>4.受付場所</b> 税務課<br><b>5.申請書提出の際に必要なもの</b><br>①障害者手帳(原本)<br>②運転者の運転免許証<br>③軽自動車税(種別割)納税通知書<br>(納税せずにご持参ください)<br>④印鑑<br>⑤納税義務者の方の個人番号を確認できる書類 |                   |
| 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害・移動機能             | 1級～6級                 | 1級～3級             |   |                   |
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害                      | 1級～3級                 |                   |   |                   |
| 肝臓機能障害                                   | 1級～3級                 |                   |   |                   |
| 療育手帳・精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている人               | 生計を一にする家族・常時介護者運転     |                   |   |                   |
| 療育手帳                                     | ㊤ A                   |                   |   |                   |
| 精神障害者保険福祉手帳および自立支援医療受給者証(精神通院医療に係るものに限る) | 障害等級1級                |                   |   |                   |

問い合わせ先

税務課(軽自動車税担当) ☎891-3305

## 身体障がい者等の自動車税(普通自動車)減免申請の受付

**受付日時** 4月1日(水)～5月27日(水)8:30～17:15(土・日・祝日を除く)

**受付場所** 県税事務所自動車税課(香川県高松合同庁舎内) 高松市松島町1-17-28

■自動車を新規登録する時

**申請期間** 随時 **受付場所** 県税事務所自動車税課(香川運輸支局隣) 高松市鬼無町佐藤20-10

問い合わせ先 県税事務所自動車税課(香川県高松合同庁舎内) ☎087-806-0314

申請をお忘れなく

【注意】身体障がい者1人に、減免車両は普通自動車か軽自動車・二輪・原付のいずれか1台に限ります。



|     |     |                  |    |                      |    |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |  |
|-----|-----|------------------|----|----------------------|----|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|--|
| 10月 | 1   | 2                | 3  | 4                    | 5  | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |    |    |    |    |    |  |
|     | 木   | 金                | 土  | 日                    | 月  | 火 | 水 | 木 | 金 | 土  | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |    |    |    |    |    |  |
|     |     | ○ 第2回ゲートボール教室(ヅ) |    | ◎ 第31回社会人サッカー交流大会(ヅ) |    |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |  |
|     | 11月 | 1                | 2  | 3                    | 4  | 5 | 6 | 7 | 8 | 9  | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |    |    |    |    |  |
|     |     | 日                | 月  | 火                    | 水  | 木 | 金 | 土 | 日 | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  | 月  | 火  |    |    |    |    |  |
|     |     |                  |    |                      |    |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |  |
|     |     | 12月              | 1  | 2                    | 3  | 4 | 5 | 6 | 7 | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |    |    |    |  |
|     |     |                  | 火  | 水                    | 木  | 金 | 土 | 日 | 月 | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  |    |    |    |  |
|     |     |                  |    |                      |    |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |  |
|     |     |                  | 1月 | 1                    | 2  | 3 | 4 | 5 | 6 | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |    |    |  |
|     |     |                  |    | 金                    | 土  | 日 | 月 | 火 | 水 | 木  | 金  | 土  | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  |    |    |  |
|     |     |                  |    |                      |    |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |  |
|     |     |                  |    | 2月                   | 1  | 2 | 3 | 4 | 5 | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |    |  |
|     |     |                  |    |                      | 月  | 火 | 水 | 木 | 金 | 土  | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  | 月  | 火  | 水  |    |  |
|     |     |                  |    |                      |    |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |  |
|     |     |                  |    |                      | 3月 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5  | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |  |
|     |     |                  |    |                      |    | 月 | 火 | 水 | 木 | 金  | 土  | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  | 月  | 火  | 水  |  |
|     |     |                  |    |                      |    |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |  |

問い合わせ先—— 体育協会事務局(生涯学習課) ☎891-3314

三木町体育協会所属部・支部

|           |         |           |
|-----------|---------|-----------|
| 野球部       | 剣道部     | グラウンドゴルフ部 |
| ソフトボール部   | 婦人体操部   | 水上支部      |
| バレーボール部   | ゲートボール部 | 平井支部      |
| 卓球部       | サッカー部   |           |
| レクリエーション部 | テニス部    |           |
| 柔道部       | ユニカール部  |           |

- (改) 農村環境改善センター
- (体) B&G海洋センター体育館
- (武) B&G海洋センター武道場
- (サ) 総合運動公園サッカー場
- (ヅ) すばーく三木屋内ゲートボール場
- (テ) 総合運動公園テニスコート

- (理) 平井小学校運動場
- (平) 平木テニスコート
- (平) 平井小学校体育館
- (農) 農村運動広場
- (道) 町民柔剣道場
- (水) 水上小学校体育館

(ゆ) ゆーばる三木(共同福祉施設)

# 令和2年度 三木町狂犬病予防注射の日程



狂犬病は、人が発病すれば必ず死亡してしまうといわれるほど、大変恐ろしい病気です。この病気を未然に防ぐため、飼い犬の登録と狂犬病予防注射を受けることが法律で義務付けられています。犬を飼い始めたら、すみやかに登録し、毎年予防注射を受けましょう！

| 月 日      | 会 場         | 時 間         | 月 日      | 会 場                 | 時 間         |
|----------|-------------|-------------|----------|---------------------|-------------|
| 4月12日(日) | 池戸商工センター    | 9:00～9:25   | 4月18日(土) | 池戸商工センター            | 9:00～9:20   |
|          | J A 平井北出張所跡 | 9:35～9:55   |          | 木田郡医師会館(高松保健所三木支所跡) | 9:25～9:40   |
|          | ウォーキングセンター  | 10:10～10:40 |          | 平井小学校屋内運動場前         | 9:50～10:25  |
|          | J A 氷上支店    | 10:50～11:15 |          | 井戸公民館               | 10:35～10:45 |
|          | 三木町役場       | 11:25～11:50 |          | 田中公民館               | 10:55～11:15 |
| 4月14日(火) | 井戸公民館       | 9:00～9:15   | 4月24日(金) | 三木町役場               | 11:25～11:50 |
|          | 浄土寺東駐車場     | 9:25～9:35   |          | ウォーキングセンター          | 9:00～9:15   |
|          | 西鹿庭公民館前     | 9:50～10:00  |          | 鰐河神社南側広場            | 9:20～9:30   |
|          | 神山公民館       | 10:05～10:15 |          | J A 氷上支店            | 9:40～9:50   |
|          | 鹿庭三番上橋横     | 10:25～10:30 |          | 田中公民館               | 10:00～10:15 |
|          | 中山集会場北広場    | 10:55～11:00 |          | 旧小蓑消防屯所跡地           | 10:40～10:50 |
|          | 南部高齢者保健センター | 11:15～11:25 |          | 小蓑下所(津柳橋横)          | 11:00～11:05 |

◎登録済みの犬には、所有者に狂犬病予防注射の案内はがきを送付します。

はがき裏面の問診票に必要事項を記入の上、予防注射会場に必ず持参してください。なお、はがきの記載内容に変更がある場合は、環境下水道課までお知らせください。町外に転出した場合は、転出先の市町で手続きをしてください。

◎未登録の犬についても、注射会場において登録手続きと注射の接種が可能です。**登録手数料は3,000円**(一生に一回)、**注射手数料は3,000円\***(注射1頭につき2,450円+注射済票交付手数料550円)です。

できるだけ、つり銭のないようご準備ください。※注射手数料は、4月1日から3,000円に変更

◎上記の日程で注射を受けられない場合は、香川県獣医師会指定の動物病院にて受けられますので、直接動物病院にお問い合わせください。動物病院で受ける場合も、必ず案内はがきを持参してください。

◎注射済票(図1)の交付を必ず受けてください。狂犬病予防注射済証(図2)だけでは、手続き不備となります。なお、集合注射会場で注射済票のみを交付することは出来ませんので、案内はがきと狂犬病予防注射済証を持参し、環境下水道課までお越しください。(交付手数料:550円)

令和2年度は赤色の注射済票(図1)



狂犬病予防注射済証(図2)



問い合わせ先

環境下水道課(環境保全係) ☎891-3315

## さんさん会のご案内 ~介護予防でいつまでも健康に!~

体操をしたり、人と交流をもつことは病気や寝たきりの予防につながります。予約は必要ありません、見学・体験もできます。お気軽にご参加ください。

### 令和2年度 さんさん会 日程表

| と ころ                        | と き         | 4月    | 5月    | 6月    | 7月    | 8月    | 9月    | 10月   | 11月   | 12月   | 1月    | 2月    | 3月    |
|-----------------------------|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 保 健 セ ン タ ー                 | 9:30～11:30  | 9(木)  | 14(木) | 11(木) | 9(木)  | 6(木)  | 10(木) | 8(木)  | 12(木) | 10(木) | 14(木) | 4(木)  | 11(木) |
|                             |             | 23(木) | 28(木) | 25(木) | 30(木) | 27(木) | 24(木) | 22(木) | 26(木) | 24(木) | 28(木) | 25(木) | 25(木) |
| 井 戸 公 民 館                   | 9:30～11:30  | 17(金) | 15(金) | 19(金) | 17(金) | 21(金) | 18(金) | 16(金) | 20(金) | 18(金) | 15(金) | 19(金) | 19(金) |
| 地 域 交 流 セ ン タ ー             | 9:30～11:30  | 3(金)  | 1(金)  | 5(金)  | 3(金)  | 7(金)  | 4(金)  | 2(金)  | 6(金)  | 4(金)  | 29(金) | 5(金)  | 5(金)  |
| 池 戸 商 工 セ ン タ ー             | 9:30～11:30  | 24(金) | 22(金) | 26(金) | 31(金) | 28(金) | 25(金) | 23(金) | 27(金) | 25(金) | 22(金) | 26(金) | 26(金) |
| 白 山 文 化 セ ン タ ー             | 9:30～11:30  | 8(水)  | 13(水) | 10(水) | 8(水)  | 12(水) | 9(水)  | 6(火)  | 11(水) | 9(水)  | 13(水) | 10(水) | 10(水) |
| 田 中 公 民 館                   | 9:30～11:30  | 16(木) | 21(木) | 18(木) | 16(木) | 20(木) | 17(木) | 15(木) | 19(木) | 17(木) | 21(木) | 18(木) | 18(木) |
| 駒 足 ふ れ あ い 会 館             | 9:30～11:30  | 15(水) | 20(水) | 17(水) | 15(水) | 19(水) | 16(水) | 21(水) | 18(水) | 16(水) | 20(水) | 17(水) | 17(水) |
| 津 柳 地 区 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー | 9:30～11:30  | 2(木)  |       | 4(木)  |       |       |       |       | 17(火) |       |       |       | 4(木)  |
| 中 山 生 活 改 善 セ ン タ ー         | 13:30～15:30 | 2(木)  |       | 4(木)  |       |       |       |       | 17(火) |       |       |       | 4(木)  |
| 広 野 生 活 改 善 セ ン タ ー         | 9:30～11:30  | 10(金) |       |       | 10(金) |       | 11(金) | 9(金)  |       | 11(金) |       |       | 12(金) |
| 堂 ケ 平 集 会 場                 | 13:30～15:30 | 10(金) |       |       | 10(金) |       | 11(金) | 9(金)  |       |       |       |       | 12(金) |
| 吉 谷 生 活 改 善 セ ン タ ー         | 9:30～11:30  | 22(水) | 27(水) | 24(水) | 22(水) | 26(水) | 23(水) | 28(水) | 25(水) | 23(水) | 27(水) | 24(水) | 24(水) |
| 神 山 公 民 館                   | 9:30～11:30  | 1(水)  | 8(金)  | 3(水)  | 1(水)  | 5(水)  | 2(水)  | 7(水)  | 5(木)  | 2(水)  | 6(水)  | 3(水)  | 3(水)  |
| ウ ォ ー キ ン グ セ ン タ ー         | 9:30～11:30  | 28(火) | 26(火) | 23(火) | 28(火) | 25(火) | 15(火) | 27(火) | 10(火) | 22(火) | 26(火) | 9(火)  | 23(火) |

**内 容** 健康運動指導士等による体操や交流、年に1回歯科衛生士による口腔衛生指導等

**対 象 者** 65歳以上の三木町住民 **参 加 費** 無料

**服 装** 動きやすい服装(地域交流センターおよびウォーキングセンターは上靴が必要)

**持 参 する 物** タオル、飲み物(お茶など)、さんさん会手帳(初回に配布)

\*新型コロナウイルスの状況をみて、中止になる場合があります。

\*諸事情により、日程が変更になる場合があります。



問い合わせ先

地域包括支援センター ☎891-3321

## 「新開すこやかひろば」リニューアルオープン

新開公園が「新開すこやかひろば」に名称を変え、4月1日(水)にリニューアルオープンします。

「新開すこやかひろば」では、子育て世代から高齢者までの世代を超えたさまざまな人々が出会う多世代交流の場を提供し、健康増進および体力向上を目的として整備した施設で、コンビネーション遊具や健康遊具、休憩所を設置しています。

(かがわ健やか子ども基金事業を活用しています。)



問い合わせ先 ————— ことども課(子育て支援係) ☎891-3322

## 三木町交通安全活動推進大会 「交通安全は家庭から」

3月7日(土)に予定していました、三木町交通安全活動推進大会(町交通安全対策協議会主催)は、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を受け、残念ながら中止しました。

作品をご応募いただいた皆さまをはじめ、表彰式に参加予定だった関係者の皆さま、学校・警察等関係団体の皆さまには、開催に向けてご協力をいただき、この場をお借りしてお礼申し上げます。

作品最優秀受賞者は次の皆さまです。(敬称略)

### ◎交通安全に関する図画、作文、標語の最優秀受賞者

#### ◇小学校図画の部

植田 知里(氷上小1年) 吉谷 和華(氷上小2年)  
 中山 路崇(田中小3年) 橋本 眞織(平井小4年)  
 森田 結心(平井小5年) 大泉 杏果(平井小6年)

#### ◇小学校作文の部

鴨下 陽仁(白山小1年) 谷本 渉(氷上小4年)  
 福家 梓(氷上小5年)

#### ◇中学校図画の部

大藪 真海(三木中2年)

#### ◇交通安全母の会標語の部

神内 彩子(あおば幼稚園こじかクラブ)

問い合わせ先 ————— 総務課(行政交通係) ☎891-3301

## コミュニティ助成事業 実績報告 『高原井自治会・川原自治会』

この度、高原井自治会と川原自治会がコミュニティ助成事業により助成を受け、獅子舞の備品を整備しました。高原井自治会は油単・屋台を整備し、川原自治会は獅子頭・太鼓・屋台を整備しました。

どちらの自治会も地域の行事や住民同士のコミュニケーションを活発にするための活動として獅子舞活動を行っており、獅子舞備品の整備により、伝統文化の継承や地域住民の交流に一層取り組んでいけるとのことで、大変喜んでおります。

**コミュニティ助成事業とは** 一般財団法人自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として、集会施設やコミュニティ活動備品の整備などに対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するために実施している事業です。詳しくは、下記までお問い合わせください。



問い合わせ先 ————— 地域活性課(まちづくり係) ☎891-3320

## みき少女サッカースクールスクール生募集

みき少女サッカースクールは、今年度で9年目を迎え、天然芝のサッカー場で、日本サッカー協会公認コーチの指導のもと大変めぐまれた環境の中で活動しています。活動内容は主に週3回の練習と大会参加です。また、3年前から中学生の部を立ち上げ、スクール生も少しずつ増えてきています。

少女サッカースクールでは、体験も含め、新規スクール生を随時募集しています。

申し込みは、印鑑と会費を持参のうえ、B&G海洋センターまでお願いします。

- 練習日** 毎週日、水曜日(小学生)18:00～20:00(中学生)19:00～21:00/毎週土曜日(小学生・中学生)9:00～11:30
- 場所** 総合運動公園サッカー場 **対象** 小学1年生から中学3年生の女子(町外の方も参加可)
- 費用** 月2,000円(町外4,000円)サッカー協会登録料:小学生は年1,500円、中学生は年1,200円
- その他** 保護者の役員や当番もなく、負担もありません。



問い合わせ先 ————— B&G海洋センター ☎899-1155

# 平成30年度決算 三木町の財務書類(一般会計)

歳入・歳出という現金の動きだけではなく、行政資源を総合的に管理し、財務活動をより分かりやすく示すため、統一的な基準に基づく財務書類を作成しましたので、その概要をお知らせします。

## 財務諸表は次の4表で構成されます。

### ① 貸借対照表

貸借対照表は、会計年度末に三木町が保有している資産と、その資産を取得するために使ったお金の調達方法を表しています。現金の収支に注目する従来の決算書では把握することができなかった、三木町の財産や負債など、これまでの資産形成の結果を知ることができます。



### ② 行政コスト計算書

行政サービスを提供する際に発生する支出のうち、資産の取得(土地や建物の購入)に関わらない支出と、行政サービスの対価として得られた収入を計上しています。

### ③ 純資産変動計算書

貸借対照表の純資産の部の増加要因と減少要因を計上し、純資産が1年間でどのように変動したのかを示しています。

### ④ 資金収支計算書

貸借対照表の現金が1年間でどのように変化したのかを示しています。現金の使いみちにより、「業務活動収支」「投資活動収支」「財務活動収支」の3つの区分に分け、どのような行政活動にいくら使ったのかが分かります。

※貸借対照表以外の3表については町ウェブサイトでご確認いただけます。

## 貸借対照表(バランスシート)

(単位:千円)

| 科目            | 金額                | 前年度比            | 科目               | 金額                | 前年度比            |
|---------------|-------------------|-----------------|------------------|-------------------|-----------------|
| <b>【資産の部】</b> |                   |                 | <b>【負債の部】</b>    |                   |                 |
| <b>固定資産</b>   | <b>20,194,907</b> | <b>291,569</b>  | <b>固定負債</b>      | <b>8,112,041</b>  | <b>114,387</b>  |
| 有形固定資産        | 18,031,906        | △35,228         | 地方債              | 6,820,364         | 26,783          |
| 事業用資産         | 12,050,269        | 82,287          | 長期未払金            | 179,546           | 179,546         |
| インフラ資産        | 5,802,062         | △122,497        | 退職手当引当金          | 1,105,539         | △96,269         |
| 物品            | 179,575           | 4,982           | 損失補償等引当金         |                   |                 |
| 無形固定資産        | 7,404             | 458             | その他              | 6,592             | 4,327           |
| 投資その他の資産      | 2,155,597         | 326,339         | <b>流動負債</b>      | <b>776,349</b>    | <b>72,423</b>   |
| <b>流動資産</b>   | <b>2,826,802</b>  | <b>△410,720</b> | 1年内償還予定地方債       | 580,317           | 5,362           |
| 現金預金          | 476,726           | △259,618        | 未払金              |                   |                 |
| 未収金           | 32,073            | 7,166           | 未払費用             | 62,379            | 62,379          |
| 短期貸付金         | 7,829             | 116             | 前受金              |                   |                 |
| 基金            | 2,312,147         | △158,039        | 前受収益             |                   |                 |
| 棚卸資産          |                   |                 | 賞与等引当金           | 112,490           | 8,876           |
| その他           |                   |                 | 預り金              | 18,813            | △1,868          |
| 徴収不能引当金       | △1,973            | △345            | その他              | 2,350             | △2,326          |
|               |                   |                 | <b>負債合計</b>      | <b>8,888,390</b>  | <b>186,810</b>  |
| <b>資産合計</b>   | <b>23,021,709</b> | <b>△119,151</b> | <b>【純資産の部】</b>   |                   |                 |
|               |                   |                 | <b>固定資産等形成分</b>  | <b>22,514,883</b> | <b>133,646</b>  |
|               |                   |                 | <b>余剰分(不足分)</b>  | <b>△8,381,564</b> | <b>△439,607</b> |
|               |                   |                 | <b>純資産合計</b>     | <b>14,133,319</b> | <b>△305,961</b> |
|               |                   |                 | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>23,021,709</b> | <b>△119,151</b> |

**有形固定資産・無形固定資産**  
道路や学校など三木町が保有する公共施設の総額

**投資その他の資産**  
特定の目的で積立てた基金や出資金の総額

**流動資産**  
現金預金や現金化しやすい未収金等の総額

**負債の部**  
地方債の残高や退職手当引当金などの総額  
将来世代が負担する金額

**純資産の部**  
道路や学校等の整備の財源として受けた国や県からの補助金や地方税などの総額  
これまでの世代が負担してきた金額

## 平成30年度決算 貸借対照表を住民1人あたりに換算すると...

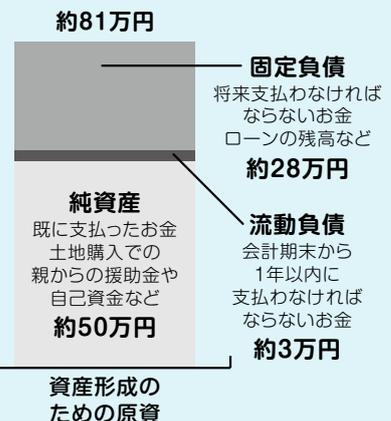
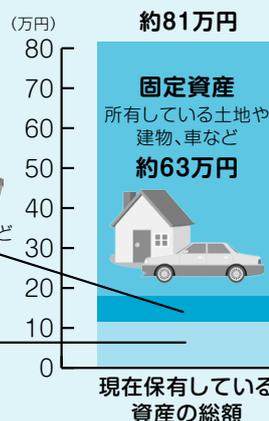
※三木町人口数: 28,331人  
平成31年1月1日時点の住基人口を利用して算出しています。



■ 流動資産 ■ 流動負債  
■ 純資産 ■ 固定資産  
■ 投資等 ■ 固定負債

**投資等**  
有価証券や定期預金など  
約8万円

**流動資産**  
現金や普通預金など  
約10万円



# おめでた

1月 受付分

|         |     |      |
|---------|-----|------|
| 赤ちゃん    | 保護者 | 地域   |
| 多田 怜い   | 亮太  | 寺ノ前  |
| 多田 麟のすけ | 剛   | 大塚   |
| 大谷 光織   | 浩気  | 高津   |
| 多田 結菜   | 大助  | 荒木   |
| 森本 陽己   | 悠太  | 鹿伏東  |
| 山西 汐莉   | 章裕  | 大塚   |
| 出井 俊    | 幸   | 公文明1 |
| 河村      |     |      |

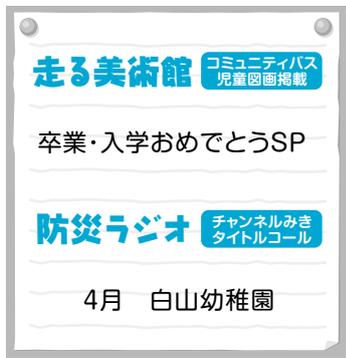
|        |    |    |       |
|--------|----|----|-------|
| 頼富 茂   | 88 | 65 | 宗戸 北  |
| 井内 シゲ子 | 94 | 88 | 原 北   |
| 長松 正敏  | 95 | 88 | 下 上   |
| 鈴木 フジエ | 88 | 95 | 福 万   |
| 古市 義照  |    |    | 上田 中西 |

※「おめでたおくりやみ」欄に掲載を辞退される場合は「届出のときに窓へお知らせください。」

# おくやみ

1月 受付分

|        |    |     |
|--------|----|-----|
| 氏名     | 年齢 | 地域  |
| 筒井 正巳  | 87 | 横井  |
| 植松 ヒサ子 | 82 | 高野  |
| 末角 弘子  | 88 | 山大寺 |
| 野近 キヨ子 | 98 | 長楽寺 |
| 芳岡 コヒデ | 94 | 重元  |



# ちぐさ句会

早春の響きとなりし瀬音かな  
田岡 弘  
パン投げて白鳥とどめシヤッターを  
春日小夜子  
春落葉掃き寄す高の音もなく  
中條千恵子

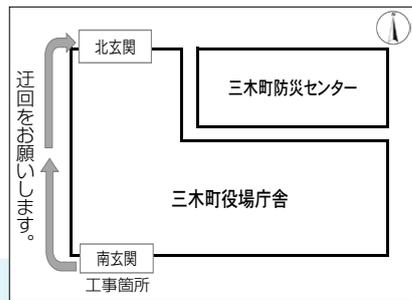
北国の木の根の丸く雪のなし  
田淵 照代  
立春の讃歌と聴きし早春賦  
村上 昇  
うたかたのごと儚くて春の霜  
大谷 毅  
卒業生二万余校史六十年  
前川 和代

## 役場庁舎南玄関改修工事のお知らせ

バリアフリー化を図るため、役場庁舎南玄関の改修工事(自動ドア化)を行います。工事期間中は、来庁者の安全確保のため、通行止めとする場合があります。来庁者の皆様には、ご不便、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

**工事期間** 4月6日(月)～4月30日(木) (予定)  
工事期間中は、極力北玄関をご使用ください。

問い合わせ先 総務課(文書管財係) ☎891-3301



## 広告 全国116拠点展開中!! お仕事探しといえば「人財派遣会社のワークスタッフ」で。

県外に興味がある! 一度は都会で働いてみたい!  
**大手メーカーでの製造 [正社員大募集]**

月給 **22万円** \*各種手当(当社規定による)

勤務地: 愛知県、滋賀県他

特殊車両製造会社でのお仕事!  
**機械の組立業務**

時給 **1,200~1,250円**

勤務地: さぬき市志度、高松市香西北町

自動車部品製造会社でのお仕事!  
**自動車部品(ペーシング)製造業務**

時給 **1,200~1,450円**

勤務地: 東かがわ市馬宿

総合人材サービス **ワークスタッフ** WORK STAFF

高松営業所 ☎0800-1234-533

〒(087)813-7500 高松市林町1512番地 採用担当/今津

裏面切取線に沿って切り取りご利用ください。

# 割引券

毎月第3木曜日は、**三木町民の日**

- 三木町民が対象になります。
- 裏面を切り取り、会計時にお渡しください。
- 入浴・フロント横売店・レストランは1枚で1人、テニスコートは1枚で1時間、1回のご利用で2時間までが割引対象になります。
- 回数券は対象外です。
- 他の優待券等との併用やコピー、三木町ウェブサイトからのプリントアウトしてのご利用はできません。

FreeDial サークル サヌキ **0120-319-124**

**町の人口** 令和2年3月1日現在 ( )内は前月比  
世帯数 10,792世帯(△3) 男 13,065人(△4)  
人口総数 27,064人(△29) 女 13,999人(△25)

**2月中の異動**  
転入 53人 転出 60人 出生 13人 死亡 35人

## 町内の火災・救急発生状況

| 区分 | 2月  | 1月からの累計     |
|----|-----|-------------|
| 火災 | 3   | 4 ( 21 )    |
| 救急 | 113 | 218 ( 239 ) |

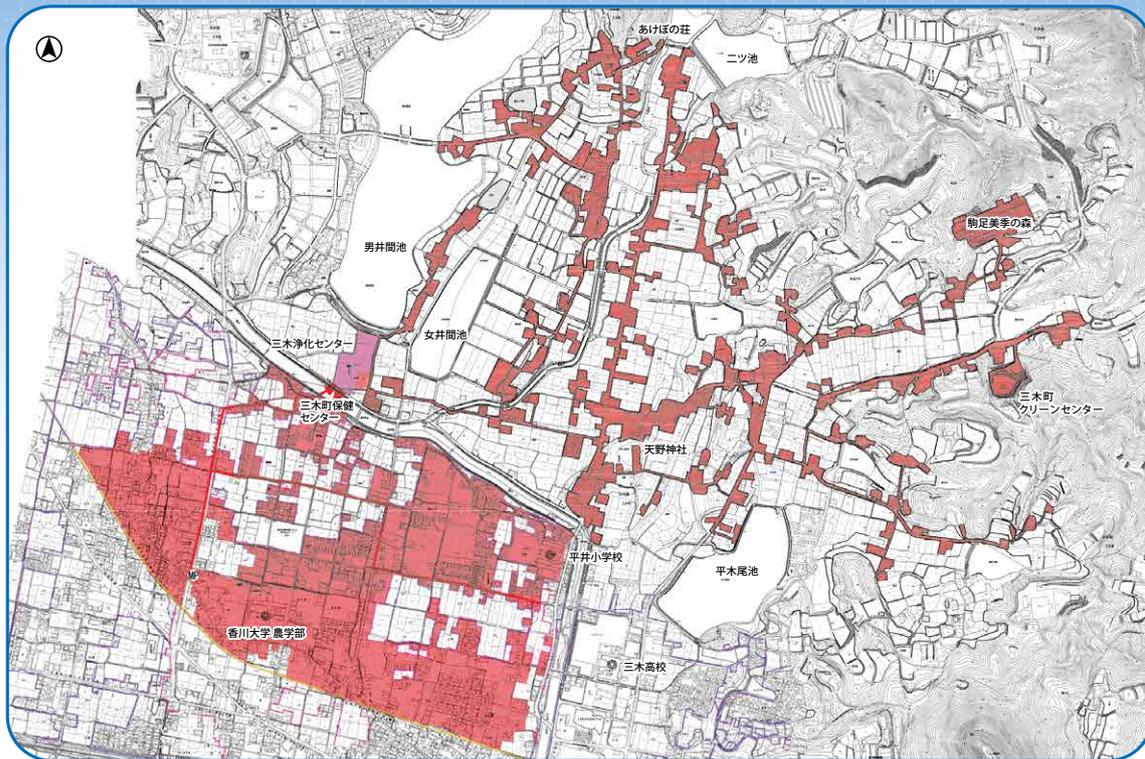
( )内は昨年同期

## 町内交通事故発生状況

| 区分  | 2月 | 1月からの累計   |
|-----|----|-----------|
| 発件数 | 10 | 21 ( 13 ) |
| 死者  | 0  | 0 ( 0 )   |
| 負傷者 | 14 | 26 ( 16 ) |

( )内は昨年同期

# 補助制度の期限にご注意ください



上図赤色が塗られたエリアについては、令和2年度が制度を利用できる最後の年度になりますので、早めの接続をお願いします。なお、エリアの詳細については、環境下水道課窓口で確認できます。

※下水道供用開始から3年以内に宅内排水設備工事を行う人に「宅内排水設備工事助成金制度」と「宅内排水設備工事融資あっせん制度」を設けています。また、制度の利用には各種要件があります。

※制度の利用対象となるものは、令和3年3月31日までに工事が完了し、竣工検査を終了したものに限りです。

詳しくは右記までお問い合わせください。

問い合わせ先 ————— 環境下水道課(下水道係) ☎891-3315

## 危険なブロック塀などの撤去費用を補助します

事故の防止や避難路の安全性を確保するため、地震などによって倒壊する恐れがある危険なブロック塀について、撤去費用の一部を補助します。

**補助対象の塀** 町道などの道路に面した民間の塀のうち、点検の結果、「危険」と判断されたコンクリートブロック塀やその他組積造の塀などで、高さが1.2メートルを超える塀

**補助金の額** 該当する塀の撤去費・処分費の5分の4 ※上限16万円 **申込期間** 4月1日(水)以降随時

補助内容や申請方法など、詳しくは右記までお問い合わせください。  
※なお、ブロック塀撤去に対する補助は今年度で終了となります。

問い合わせ先 土木建設課(都市計画係) ☎891-3307

## 赤い羽根共同募金助成申請の受付

三木町共同募金委員会は、地域福祉活動の推進を目的に福祉団体、ボランティア団体及び地域コミュニティ等の活動を応援するため、令和2年度募金(令和3年度事業)の助成申請を下記のとおり受け付けます。

- 助成対象事業** 地域福祉活動支援事業、小地域福祉活動事業
- 事業対象期間** 令和3年4月1日～令和4年3月31日
- 助成割合** 対象事業費の4分の3以内(限度額あり)
- 申込期間** 4月13日(月)～5月8日(金)(土・日・祝日を除く)

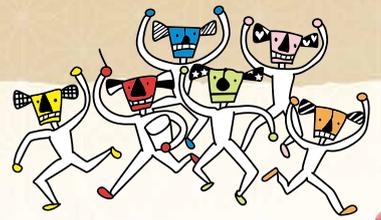


申込・問い合わせ先 ————— 三木町共同募金委員会(三木町社会福祉協議会内) ☎891-3317

下記割引券を切り取って、ご利用ください。

|   |   |
|---|---|
| <b>テニスコート 半額券</b><br>2020.4.16限定 トレスタ白山                     | <b>テニスコート 半額券</b><br>2020.4.16限定 トレスタ白山                     |
| <b>入浴 半額券</b><br>2020.4.16限定 トレスタ白山                         | <b>入浴 半額券</b><br>2020.4.16限定 トレスタ白山                         |
| <b>アイスカート 半額券</b><br>2020.4.16限定 トレスタ白山                     | <b>アイスカート 半額券</b><br>2020.4.16限定 トレスタ白山                     |
| <b>レストラン 10%割引券</b><br>※昼限定(11:00~14:00) 2020.4.16限定 トレスタ白山 | <b>レストラン 10%割引券</b><br>※昼限定(11:00~14:00) 2020.4.16限定 トレスタ白山 |

# まちかどスポット



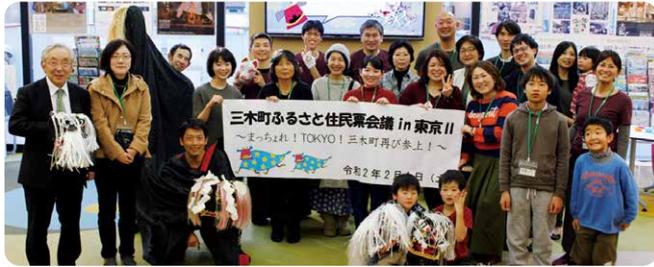
2月1日(土)

## 三木町ふるさと住民票会議in東京

東京圏在住のふるさと住民票登録者対象のワークショップイベントを移住・交流情報ガーデン(東京都中央区京橋)で開催し、20人のふるさと住民が参加しました。

昨年に続いての開催となった本イベントは、地方と都市とのよりよい関係づくりとふるさと住民票の今後のあり方について東京圏在住者からざっばらんに意見を聴くために開催しました。

今回のワークショップのテーマは「『三木』とつながる～ふるさと三木を考えたら～」、参加者たちはそれぞれふるさと三木町に対する想いをぶつけ、自分たちが三木町のために何ができるか、を考える機会にもなりました。



2月12日(水)

## ようこそ先輩

白山小学校で卒業生との交流学習「ようこそ先輩」が行われました。

今年には三木町出身のソプラノ歌手 田井友香さんが、「赤とんぼ」「花」のほか、オペラ「ロミオとジュリエット」の名曲を披露しました。

講演では、声楽家をめざしたきっかけや、オペラでさまざまな経験を得られたことを話し、「いろいろなことにチャレンジしてほしい」と児童に向けて語りました。

最後には、全校生と一緒にNHK四国テーマソング「ふるさとの色」を合唱しました。



2月13日(木)

## 甘くて美味しい 新鮮いちごを味わって

三木町特産のいちごの販路拡大やブランド化を推進することを目的に、高松市の中央卸売市場で町長によるトップセールスが行われました。

町長は「甘くて美味しいいちごを地元の人たちに食べてもらいたい。今後も生産量を増やして日本有数のいちご産地をめざしたい。」と話し、市場関係者に「さぬきひめ」を振る舞いました。

収穫がピークを迎える三木町のいちごをぜひお召上がりください。



2月25日(火)

## 三木町雇用対策 協定を締結しました

高松公共職業安定所(ハローワーク高松)との協定書調印式をおこないました。地元企業の人材確保支援、若年者や子育て中の女性などの雇用対策推進等、多岐にわたって連携して取り組んでいきます。三木町における雇用・労働環境の改善等に向けて積極的に取り組み、地域雇用の活性化をめざします。



2月27日(木)

## 赤い羽根共同募金“まんて協力隊”へ感謝状

共同募金のPRや募金活動等に「赤い羽根まんて協力隊」としてご協力いただきました、三木中学校ボランティア・家庭科部の生徒に伊藤町長から感謝状と記念品が贈呈されました。

伊藤町長から「昨年は、町民大運動会や「三木まんて願。」で、「赤い羽根まんて協力隊」として募金活動にご協力いただき、深く感謝します。」と謝辞が述べられました。

生徒は「これからも地域の役に立てよう頑張ります。」と今後の抱負を力強く語りました。



# お知らせ

## 日本年金機構が委託した社会保険労務士による無料年金相談のご案内

**時** 4月2日(木)午前10時～午後3時  
**所** 役場1階エントランスホール  
**他** お越しの際は、年金手帳、年金証書、運転免許証などをお持ちください。  
**問** 住民健康課(生活係)  
 ☎891-33303

**高松東年金事務所国民年金課**  
 ☎861-33866

## 不動産鑑定無料相談会の開催について

**内** (公社)香川県不動産鑑定士協会所属の不動産鑑定士(3人程度)が、土地・建物等の不動産の価格や土地取引に関する相談に無料で応じます。事前申し込みは不要です。  
**時** 4月3日(金)午前10時～午後4時  
**所** 高松会場/県庁本館1階ギャラリ前丸亀会場/丸亀市役所2階 相談室(公社)香川県不動産鑑定士協会  
 ☎822-18785

## 遺言・相続に関する無料法律相談

**内** 面談による相談(1件につき30分)  
**時** 4月16日(木)午前10時～午後4時  
**所** 香川県弁護士会館  
**費** 無料  
**申** 4月10日(金)までに電話予約  
**問** 香川県弁護士会  
 ☎822-3693

## 国民年金保険料の改定

**内** 令和2年4月から翌年3月までの国民年金の保険料が、月額16,540円に変わります。(付加保険料加入者は、月額16,940円です)  
 保険料納付には、便利でお得な前納制度や口座振替をご利用ください。1年度分の保険料を前納すると、毎月納付する場合に比べ、年間3,520円の割

引(令和2年度)になります。手続きは、ご希望の金融機関、役場、年金事務所で行えますので、通帳、金融機関の届出印、年金手帳をお持ちください。  
**問** 住民健康課(生活係)  
 ☎891-33303

**高松東年金事務所国民年金課**  
 ☎861-33866

## 募 集

## 要介護高齢者等紙おむつ給付・在宅要介護高齢者等介護者手当支給について

**内** 在宅の人で、認知機能または身体機能の制限により、排泄に係る連の行為が困難なため、紙おむつを常時必要とする人(要介護2以上の人)を対象に、紙おむつを支給しています。また在宅において、おおむね6か月以上要介護高齢者(要介護3以上の人)を常時介護している人に介護者手当を支給しています。  
**問** 福祉介護課(福祉長寿係)  
 ☎891-13304

## B&G海洋クラブ員募集

**内** 身近な自然の中で、カヌーやヨットなど学校や家庭では指導が難しい海洋性レクリエーションを専任指導員のもと気軽に体験してみませんか。  
**時** 5月中旬～10月下旬の毎週日曜日  
**所** 午前9時30分～午前11時30分  
**対** B&G海洋センター(艇庫)  
**費** 小学4年生以上 先着20人  
 継続申込の場合:年会費のみ(入会金)500円  
 (年会費)中学生以下 1,500円  
 高校生以上 2,500円

**申** 4月11日(土)～5月4日(月・祝日)午前8時30分～午後5時  
**問** 印鑑と参加費を持参の上、左記までお申し込みください。  
 B&G海洋センター  
 ☎899-11155

## 文化交流プラザ 情報資料室(メタライブラリー)雑誌スポンサー募集

**内** 情報資料室(メタライブラリー)の雑誌を選び、その雑誌の年間購読料をご負担いただき、「スポンサー名」と「広告」を雑誌カバー、雑誌棚に掲載できる「雑誌スポンサー」を募集します。お店や会社のPRをしたい方がご応募いただけます。ご希望の方は、文化交流プラザまでお問い合わせください。  
**申** 4月1日(水)から随時募集  
**他** 広告掲載料/スポンサーになる雑誌の年間購読料  
**問** 文化交流プラザ ☎898-9222

## 催 し

**文化交流プラザ** ☎898-9222  
 ※日程が変更することもあります。

## 雑誌リサイクル

**内** メタライブラリーで使用した平成29年3・4月号の雑誌を1人2冊までお持ち帰りいただけます。  
**時** 4月12日(日)午前9時30分～  
**所** 文化交流プラザ内

## 4月のおはなし会

**時** 4月はお休みします。

**池戸公民館** ☎813-9853

## アートギャラリー展示案内

**白山写歩クラブ写真展/白山写歩クラブ**  
**時** 4月1日(水)～4月12日(日)

**池内潤の旅写真/旅で出会った風景3/アメリカ・カナダ編/池内潤**  
**時** 4月29日(水・祝)～5月10日(日)

**内** 内容 **時** 日時 **所** 場所 **対** 対象 **人** 定員 **費** 費用 **申** 申し込み **他** その他 **問** 問い合わせ先

## 期日限定! 休日開庁します

**休日開庁日** 4月4日(土)と4月5日(日)の2日間  
**開庁時間** 8:30～17:15

**休日開庁する窓口** 住民健康課、税務課(国民健康保険税)、子ども課(児童手当・医療関係)、出納室※出張所は開庁しません。  
 ※4月から課名が変更します。ご来庁の際は、担当課をお確かめください。

◀注意事項▶受付できる手続きには制限があるので、内容によっては対応できないこともあります。詳しくは広報みき3月号をご覧ください。か、事前に各担当までお問い合わせください。

**問い合わせ先** ☎891-3300(総合案内)

## 4月から家庭ごみの収集日が変わります。重要!

詳しくは、すでに配布しています下記の資料をご覧ください。

- 「広報みき2月号(1月20日発行)8ページ」
- 「三木町家庭ごみ正しい分別と出し方」【2019年(令和元年)12月版】
- 「2020年度 家庭ごみ収集カレンダー」
- 町ウェブサイト

※収集ルートの変更に伴い、収集時間が変更になる場合があります。

**問い合わせ先** クリーンセンター ☎898-2554

友だちと仲よくするために必要なこと



平井小学校4年 (現5年)  
佐治 美羽

私は、友だちと仲よくするために必要なことは何か考えました。

友だちと仲よくするために必要なことは、相手の立場に立つて行動することだと思えます。そう考えたきっかけは、この前あった人権集会でほかの学年のげきを見たからです。げきでは、あだ名で友だちのことをよんで、知らないうちにその人をいやな気持ちにさせていました。また、ドッジボールをしていたときに、バウンドしたボールが取れなかっただけで、「おい。」

「ふざけるな。」さっきのは取れただろ。」というふうに、言われていやな気持ちになる言葉を使っていました。これらのことは、相手のことを考えていなかったために起こったことだと思えます。

では、相手の立場に立つて行動し、信らされる人とはどんな人でしょうか。

私は、どんな人でもやさしい言葉かけができる人だと思えます。でも、注意しなければいけないことがあります。やさしいと思つた言葉が、相手にとつて本当にやさしいか考えて言葉かけをすることが大切です。

前に私の周りで起こった出来事ですが、ある人が、体の小さい友だちに、「小さくてかわいいね。」

と言つて、頭をなでていました。でもそれを言われた友だちは、怒つた顔でその場をはなれていきました。言われた言葉で心が傷ついたようでした。悪口を言つたつもりはなくても、言われた人にとつては、自分が気にしていることを言われて辛かつたんだと思えます。

本当に相手の立場に立つて考えている人は、相手に対して何か言う時に、本当に相手がよくぶかを考え、言われてうれしいふわふわ言葉を使うと思えます。なので、そういう人の周りには、たくさん友だちがいて、みんなに信らわれています。

だけどそれとは反対に、相手のことをよく知ろうとせず、この人はこうだからと決めつけたり、この人はいやだと思つて悪口を言つたりする人がいます。

私は、自分の周りの友だちから、「あの人はすぐ悪口を言うから、あまり近づかない方がいいよ。」

と言われたことがあります。でも、自分はそうは思つていませんでした。どうしたらよいか困りました。でも、その人のことをよくわからないのに、悪いと決めつけてはいけないと思つきました。だから、今まで通り、その友だちと仲よくすることにしました。その子にはいいところもたくさんあり、人からの話で、相手を悪いと決めつけないでよかつたと思えました。

悪口を言う人は周りの人を傷つけて、信らされなれないと思えます。私は悪口を言われるのはいやです。悪口を言われるといやな気持ちになります。そのたつた三言だけでふんいきが悪くなります。だから、私は、自分が悪口を言わないように気をつけたいです。しかし、悪口を言つたつもりはなくても、知らない間に相手を傷つけていることもあるかもしれません。つねに相手の立場に立つて話したり行動したりすることを大切にします。そして、信らされる人になり、友だちとさらに仲よくしたいです。

「ゲートキーパー」ご存知ですか？  
心のSOSを感じたら、勇気をもって声をかけてみてください。



香川県ゲートキーパー  
推進キャラクター  
“きーもん”

これからの季節は、新しい環境、新しい人間関係に毎日緊張しながら過ごすことも少なくありません。このような大きな環境変化を迎え、家族や友人、同僚が悩んでいたり、元気をなくしていたりするときは、勇気をもって「どうしたの?」と一言かけてあげてください。あなたのその一言が、大切な人の心の負担を軽くできることがあります。

ゲートキーパーとは、大切な人の悩みに気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなぎ、見守る「命の門番」です。決して特別なことではなく、誰もがその役割を担うことができます。

- 【ゲートキーパーの役割とポイント】①気づく：身近な人の変化に気付いて声をかける ②傾聴：相手の心に寄り添い、否定せずに傾聴する ★傾聴と一緒に「話してくれてありがと」の一言をプラスしよう ③つなぐ：早めに医療機関など専門家に相談するよう促す ★相談窓口等が不明な場合は、住民健康課までお問合せください ④見守る：心の健康の回復をじっくり見守る ⑤自分自身のこころも守る：相談を抱え込まず、支援者も誰かに相談しよう

問い合わせ先 ————— 住民健康課(健康係) ☎891-3303

後期高齢者医療制度と交通事故について

後期高齢者が、交通事故など第三者(加害者)の行為で受けた傷病によって、後期高齢者医療制度で治療を受けた場合、県後期高齢者医療広域連合が、医療費を一時的に立て替えて、加害者に請求することになります。このため、医療機関を受診する際は傷病原因を申し出るとともに、必ず下記まで「第三者行為(交通事故等)による傷病届」を提出し、示談をする場合は事前にご相談ください。

また、近年、自動車事故だけでなく自転車事故も増えており、自転車保険に加入することが義務となっている自治体もあります。

県内でも、後期高齢者(被害者)と自転車で事故をした第三者(加害者)が、自転車保険などに未加入だったため、県後期高齢者医療広域連合から、多額の医療費を加害者に直接請求しなければならない案件が発生しています。

通勤・通学・買物などで自転車を利用する方は、ご加入の自転車保険や自動車保険・火災保険・傷害保険の特約など個人賠償責任についての補償内容を再度確認し、万一の事故に備えましょう。

問い合わせ先 ————— 住民健康課(保険医療係) ☎891-3303 / 県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎811-1866

表紙の「アスパラガス」について 春が旬のアスパラガス。温暖な気候に恵まれる三木町では3~4月には「春芽<sup>はるめ</sup>」の収穫が本格化します。遮光フィルムをかけるなど、手間ひまかけてつくられるホワイトアスパラガスはグリーンアスパラガスよりポリフェノールが多く含まれているそうです。シャキシャキとした食感に、みずみずしくほのかな甘みを楽しめるアスパラガスを味わっては!!



# 2020年4月 三木町カレンダー

| 日/SUN   | 月/MON                                 | 火/TUE                       | 水/WED  | 木/THU  | 金/FRI  | 土/SAT |
|---|---------------------------------------|-----------------------------|--|--|--|-------|
|   |                                       |                             | 1<br>☑ 心配ごと相談<br>10:00~15:00<br>☑ 行政相談<br>10:00~15:00            | 2<br>☑ 無料年金相談<br>10:00~15:00                             | 3  | 4     |
| 5<br>☑ そごうクリニック(外)<br>高松市川島本町 848-1155<br>☑ NPきれと調剤薬局<br>高松市川島本町 848-9160 | 6<br>☑ 農業相談<br>13:00~15:00            | 7<br>☑ 少年相談<br>10:00~15:00  | 8  | 9  | 10   | 11    |
| 12<br>☑ 三好外科胃腸科医院(外)<br>高松市亀田町 847-8888<br>☑ 桑村歯科医院<br>平木898-5584         | 13<br>☑ なんでも相談<br>10:00~15:00         | 14<br>☑ 少年相談<br>10:00~15:00 | 15<br>☑ 総合相談(健康・栄養・歯科)<br>13:30~15:00<br>☑ 障がい者相談<br>10:00~15:00 | 16<br>☑ 交通事故相談<br>10:00~15:00<br>☑ 心配ごと相談<br>10:00~15:00 | 17   | 18    |
| 19<br>☑ 榎の森整形外科(整外)<br>高松市小村町 887-9888                                    | 20<br>☑ コロン調剤薬局小村店<br>高松市小村町 887-9889 | 21<br>☑ 少年相談<br>10:00~15:00 | 22   | 23<br>☑ 総合相談<br>9:45~10:45                               | 24   | 25    |
| 26<br>☑ 中原医院(内)<br>下高岡 898-0259   | 27                                    | 28<br>☑ 少年相談<br>10:00~15:00 | 29<br>☑ 三好内科医院(内)<br>高松市川島本町 848-2288                            | 30   | <h3>税務課からのお知らせ</h3> <p>令和元年度分の税を納め忘れていた人は、早急に納付してください。</p> |       |

☑ 乳幼児・妊婦相談・のびのび広場  
9:30~11:00  
☑ ベビーキッチン① 10:00~10:30

☑ 心配ごと相談  
10:00~15:00

### 緑…各種相談

**赤…**休日当番医・休日当番薬局(変更することもありますので、当日の新聞やHP「医療Netさぬき」などでご確認ください。また診療時間は医療機関により異なりますので、各医療機関へお問い合わせください。)

**青…**体育協会行事案内  
→日程、会場が変更になる場合があります。お問い合わせは生涯学習課(スポーツ振興係)まで ☎891-3314

**橙…**健康行事→子どもの健診・予防接種、相談に関するお問い合わせ…こども課(母子保健係) ☎891-3322、おとなの各種検診・予防接種に関するお問い合わせ…住民健康課(健康係) ☎891-3303

|                |                   |
|----------------|-------------------|
| ☑ 休日当番医        | ☑ すば一く三木屋内ゲートボール場 |
| ☑ 休日当番歯科医      | ☑ 平井小学校運動場        |
| ☑ 休日当番薬局       | ☑ 平木テニスコート        |
| ☑ 役場相談室        | ☑ 平井小学校体育館        |
| ☑ 役場エントランスホール  | ☑ 氷上小学校体育館        |
| ☑ 防災センター       | ☑ 農村運動広場          |
| ☑ 役場会議室棟       | ☑ 町民柔剣道場          |
| ☑ 改善センター       | ☑ 神山公民館           |
| ☑ B&G海洋センター体育館 | ☑ 井戸公民館           |
| ☑ B&G海洋センター武道場 | ☑ 田中公民館           |
| ☑ 総合運動公園サッカー場  | ☑ 池戸商工センター        |
| ☑ 総合運動公園テニスコート |                   |

### ●救急電話相談を利用しましょう

夜間のけがや発熱など、体調が心配なときは、受診が必要かどうかを相談することができます。  
 ・大人向け救急電話相談 (☎087-812-1055) 毎日19:00~翌日8:00  
 ・小児救急電話相談 (#8000 または ☎087-823-1588) 毎日 19:00~翌日8:00

### 直通電話(ダイヤルイン) 市外局番(087)

| 課・室・局等名 | 連絡先      | 課・室・局等名          | 連絡先      | 課・室・局等名        | 連絡先      |
|---------|----------|------------------|----------|----------------|----------|
| 総務課     | 891-3301 | 地域包括支援センター       | 891-3321 | 教育総務課          | 891-3313 |
| 政策課     | 891-3302 | 地域活性課            | 891-3320 | 生涯学習課          | 891-3314 |
| 契約監理課   | 891-3323 | 土木建設課            | 891-3307 | 少年育成センター       | 891-3316 |
| 税務課     | 891-3305 | 農林課              | 891-3308 | 議会事務局          | 891-3311 |
| 住民健康課   | 891-3303 | 農林課(地籍調査係)       | 891-3319 | 選挙管理委員会        | 891-3301 |
| 人権推進課   | 891-3324 | 環境下水道課           | 891-3315 | 農業委員会          | 891-3310 |
| こども課    | 891-3322 | 環境下水道課(クレーンセンター) | 898-2554 | 監査委員           | 891-3311 |
| 福祉介護課   | 891-3304 | 出納室              | 891-3306 | 受付(担当課が分らないとき) | 891-3300 |



三木町  
防災行政メール  
登録アドレス



miki-town@raiden.ktaiwork.jp

配信内容(気象情報:大雨、洪水、強風に関する警報、緊急地震速報、火災情報等)

町若手職員が毎日リレー形式で、町の取組みを紹介しています。

まんでがん情報局@三木町

検索

